

西三河都市計画高度利用地区の変更（刈谷市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類 (地区名)	面 積	建 築 物 の 容 積 率 の 最 高 限 度	建 築 物 の 容 積 率 の 最 低 限 度	建 築 物 の 建 蔽 率 の 最 高 限 度	建 築 物 の 建 築 面 積 の 最 低 限 度	備 考
高 度 利 用 地 区 (刈谷駅南第1地区)	約 5.0ha	40/10	15/10	8/10	200 m <sup>2</sup>	
高 度 利 用 地 区 (刈谷駅南第2地区)	約 0.5ha	20/10	10/10	8/10	200 m <sup>2</sup>	
高 度 利 用 地 区 (刈谷駅南第3地区)	約 0.2ha	20/10	10/10	6/10	200 m <sup>2</sup>	
合 計	約 5.7ha					
<p>ただし、建築物の建蔽率の最高限度は建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、歩廊（建築物の一階部分に設けるものは柱に限る。）その他これに類する用途に供する建築物の部分及び道路上に設けられた歩廊又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

理 由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い、建築物の建蔽率の最高限度の緩和に関する規定を変更するものである。